

(様式第2号)

岡崎市指令 第 号

様

令和8年 月 日付けで交付申請のありました岡崎市自主防災組織活動費補助金については、岡崎市自主防災組織活動費補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付けて決定します。

令和8年 月 日

岡崎市長 内 田 康 弘

- 1 この補助金の交付の対象となる事業について、補助事業等の目的や内容等は、申請書記載のとおりとします。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとします。

金 \_\_\_\_\_ 円

- 3 事業内容に変更がある場合は、変更承認申請書を提出してください。
- 4 事業完了後は、30日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書を提出してください。
- 5 価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないでください。

(担当：市民安全部防災課 地域防災係 電話 23-6898)